

特定サービス産業実態調査 主要改正点 (案)

1. 現行調査の体系

特定サービス産業実態調査（以下「特サビ実態調査」という。）については、平成18年調査より、サービス産業分野の統計需要への的確な対応、調査結果の利活用の促進等の観点から、母集団情報の事業所・企業統計調査名簿への変更、調査対象業種の日本標準産業分類小分類レベルへの統一、一部を除き原則3年周期で行ってきた調査業種の毎年調査への変更等の改正を行い、「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「広告代理業」、「その他の広告業」の7業種を対象として実施した。平成19年調査は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」の4業種を追加し、11業種を調査業種として調査を実施した。

2. 改正の主旨

経済産業省における行政施策上の必要性及び企業や業界団体等の利用者ニーズ等に対応し、サービス統計の整備に資するため、経済産業省が関係するサービス産業について調査業種の範囲を拡充する。

新たに対象とする調査業種の調査事項については、調査結果の利活用及び報告者負担を勘案したうえで、各調査業種が有する主要な特性的事項を的確に把握することとする。

3. 改正の概要

(1) 調査業種の追加

下記のニーズに対応し、サービス統計の整備に資するため、サービス産業のうち経済産業省が関係する業種について調査業種の範囲を拡充する。

行政施策上のニーズ

昨年改正された産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）では、サービス産業の個別産業毎に生産性向上を図るため、事業分野別指針を策定することとされており、当該指針策定の基礎資料として統計が未整備な業種における実態を把握する（ ）。また、経済成長戦略大綱（平成19年6月改定）において生産性の向上等の面から重点的に政策を講じることとされているサービス6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）について施策展開を行うための基礎資料が必要であること等

（ ） 昨年の産業活力再生特別措置法改正の附帯決議でも、「サービス産業の生産性向上を図るため、事業分野別指針を策定するに当たっては、業種間の多様性に十分配慮するとともに、サービス産業の実態を的確に把握するため、統計調査の抜本的な拡充を早期に実現すること。」が求められている。

産業界や学会のニーズ

特定サービス産業についての産業構造を把握し、調査対象となる特定サービス産業に属する企業や業界団体に対して、市場の把握や経営戦略策定など経営の参考資料を提供する。また、大学の研究者等に研究用の資料を提供する。

調査業種については、平成21年までに経済産業省が関係する28業種に拡充することを予定しているが、平成20年に新たに対象とする業種は、残る業種(17業種)のうち、比較的産業規模が大きく、経済社会に与える影響が大きいと考えられることに加え、経済成長戦略大綱における重点サービス6分野の「ビジネス支援」にも含まれる対事業所サービスである下記の10業種を選定した。

また、新規に追加する業種については、国による郵送調査を実施することとし、調査票の配布及び収集等について民間事業者を活用する。

新規追加業種の調査単位に関しては、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」については、売上等の管理が本社で一括して行われており、事業所単位で経理項目を報告することが難しいため、企業単位で調査を実施する。

<平成20年追加調査業種>

- 1 インターネット附随サービス業(小分類401)
- 2 音声情報制作業(同412)
- 3 新聞業(同413)
- 4 出版業(同414)
- 5 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(同415)
- 6 機械修理業(電気機械器具を除く)(同871)
- 7 電気機械器具修理業(同872)
- 8 自動車賃貸業(同884)
- 9 スポーツ・娯楽用品賃貸業(同885)
- 10 その他の物品賃貸業(同889)

<平成19年調査からの継続調査業種>

- 11 ソフトウェア業(小分類391)
- 12 情報処理・提供サービス業(同392)
- 13 映像情報制作・配給業(同411)
- 14 クレジットカード業, 割賦金融業(同643)
- 15 デザイン・機械設計業(同806)
- 16 各種物品賃貸業(同881)
- 17 産業用機械器具賃貸業(同882)
- 18 事務用機械器具賃貸業(同883)
- 19 広告代理業(同891)
- 20 その他の広告業(同899)
- 21 計量証明業(同903)

(注) 「映像情報制作・配給業」及び「クレジットカード業, 割賦金融業」については、企業単位で調査。

(2)調査事項の主要改正点

既存の調査対象業種も含め、下記の項目については各業種共通的に把握可能となるよう改正を行う。

<既存の対象業種も含めた業種共通の改正事項>

情報化投資を把握するため、年間営業費用及び固定資産取得額の内訳として「情報通信機器」を特掲する。

無形固定資産を把握する。

労働生産性の正確な把握のため、パート・アルバイトについて就業時間換算従業者数を把握する。

対象とするサービス産業の外部資源の活用実態を把握するため、事業従事者のうち、別経営の事業所から派遣されている人数を把握する。

<平成20年調査追加10業種の主な調査事項>

「インターネット附随サービス業」の調査票

当該業種はIDC業務(Internet Data Center)()、セキュリティサービス業務等多種の業務が混在し、当該業務毎に性質が異なるため、年間売上高の業務種類別割合を把握する。また、年間売上高について、業界の実収入構造を把握し、当該業種の振興施策の立案に利用するため、収入種類別割合を把握する。営業費用については、近年のソフトウェア開発は海外事業者へ外部委託する傾向が高いと想定されるため、外注費の内訳として国内外を設定する。さらに、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。

() IDCとは、顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。

「音声情報制作業」の調査票

当該業種は、主にレコード制作業、音楽出版業及びラジオ番組制作業に区分され、その業務毎に該当する企業や業態も異なるため、当該業務毎の年間売上高の割合を把握するとともに、邦楽・洋楽別の年間売上高の割合を把握する。

また、当該業種の振興施策の検討に当たっては、国内市場での売上高向上のみならず海外における市場開拓が必要であることに着目していることから、国外向けの年間売上高を調査し、海外における市場開拓の実態を把握する。また、業界団体ヒアリング等で伺った当該業種の特性を踏まえ、当該業種の実態を把握するため、販売枚数規模別割合、音楽配信収入の割合、音楽ソフト年間生産数量、保有する音源数、制作したラジオ番組の時間数等を把握する。さらに、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。

「新聞業」の調査票

事業活動の実態を明らかにするため、業務種類別売上高の割合を把握する。なお、業務種類別売上高の広告料収入については、今後需要が高まると想定される電子メディア及びフリーペーパー等の区分を設定する。さらに、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。

「出版業」の調査票

事業活動の実態を明らかにするため、業務種類別売上高を把握するとともに、業界団体ヒアリング等を踏まえて当該業種の特性であると考えた書籍新

刊発行点数、雑誌発行銘柄数、返品率を把握する。なお、業務種類別売上高については、ロイヤリティ収入及びその国内・国外（書籍種類別）別割合を把握するとともに、広告料収入の内訳として、今後需要が高まると想定される電子メディア及びフリーペーパー等の区分を設定する。また、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。

「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」の調査票

事業活動の実態を明らかにするため、ニュース供給業、貸スタジオ業、ポストプロダクション業等に区分した業務種類別売上高を把握するとともに、配信収入、著作権収入、広告収入等に区分した収入区分別年間売上高の割合を把握する。特に、コンテンツ産業に幅広く関係し、CG技術等の進歩に大きく貢献していると考えられるポストプロダクションについては、コンテンツ産業の振興のため、その実態把握が必要である。なお、配信収入については、配信先別収入割合も把握する。また、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。

「機械修理業（電気機械器具を除く）」の調査票

当該業種は取り扱う機械・設備毎に産業構造が異なるため、業務区分別売上高の割合を設定するとともに、機械修理企業の多くは設備メーカーあるいは設備のユーザーメーカーの系列企業となっていることから、系列内取引の状況及び傾向を把握するために発注元別売上高を把握する。また、外部委託の活用が増加していると言われていることから、外注費を特掲する。さらに、当該業種は技術力と専門性を持つ人員が必要であることから、部門別事業従事者数のうち技術部門を細分化する。

「電気機械器具修理業」の調査票

当該業種は取り扱う機械・設備毎に産業構造が異なるため、業務区分別売上高の割合を設定するとともに、電気機械修理企業の多くは設備メーカーあるいは設備のユーザーメーカーの系列企業となっていることから、系列内取引の状況及び傾向を把握するために発注元別売上高を把握する。また、外部委託の活用が増加していると言われていることから、外注費を特掲する。さらに、当該業種は技術力と専門性を持つ人員が必要であることから、部門別事業従事者数のうち技術部門を細分化する。

「自動車賃貸業」の調査票

自動車賃貸業は、個人向け需要のみならず、法人向けの需要も高まっていることから、対個人・対法人に区分した年間契約台数、年間売上高等を把握する。物品賃貸業においては、固定資本にかかる負担が重いことから、賃貸物件の購入に係る費用を貸与資産原価として把握し、レンタル・リース物件の固定資産取得額も把握する。さらに、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。

「スポーツ・娯楽用品賃貸業」の調査票

事業活動の実態を明らかにするため、レンタル、リースそれぞれについて、売上高・契約高を把握するとともに、賃貸物件の稼働率等を測るための保有数量、貸し出し数量、営業日数を把握する。また、物品賃貸業においては、固定資本に

かかる負担が重いことから、賃貸物件の購入に係る費用を貸与資産原価として把握し、レンタル・リース物件の固定資産取得額も把握する。さらに、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。

「その他の物品賃貸業」の調査票

事業活動の実態を明らかにするため、レンタル、リースそれぞれについて、主要物品に区分けし、契約件数、売上高・契約高、賃貸物件の稼働率を測るためのレンタル物品の保有数量を把握する。特に、当該業種は、その業務を映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸し衣装などに分類することができ、またコンテンツ産業の側面も有した業種であるが、それらの業態はそれぞれ性質が異なるため、コンテンツ産業の施策実施のためには、その区分ごとに実態を把握する必要がある。また、物品賃貸業においては、固定資本にかかる負担が重いことから、賃貸物件の購入に係る費用を貸与資産原価として把握し、レンタル・リース物件の固定資産取得額も把握する。さらに、当該業種に従事する者の業務の部門について部門別区分を設定し、事業従事者数を把握する。